

八郎潟町耐震改修促進計画

(第2期計画)

【令和3年4月】

八郎潟町

八郎潟町耐震改修促進計画（第2期計画）

目 次

八郎潟町耐震改修促進計画（第2期計画）	1
1. 八郎潟町で想定される地震の規模及び被害の状況	2
1) 地震被害想定調査の実施と被害想定.....	2
2. 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1) 住宅の耐震化の評価と目標設定	5
2) 公共建築物の評価と目標設定	6
3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	7
1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	7
2) 耐震化の促進を図るための支援策	7
3) 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備.....	7
4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	7
4. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及	8
1) 地震防災マップの作成・公表及び活用.....	8
2) 相談体制の整備及び情報提供の充実	8
3) 耐震診断及び耐震改修の技術者の情報提供	8
4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	8
5) 家具の転倒防止策の推進	8
6) 町内会等との連携策・取り組み支援.....	8

八郎潟町耐震改修促進計画（第2期計画）

『計画策定の背景』

平成7年の阪神・淡路大震災において、昭和56年の建築基準法改正における新耐震設計基準[※]
1) 以前の住宅・建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

本町では、耐震改修促進法に基づき、平成30年5月に「八郎潟町耐震改修促進計画」を策定し、これまでの取り組みの見直しを行ったうえで、「八郎潟町耐震改修促進計画（第2期計画）」を新たに策定することとしました。

『計画策定の位置付け・目的』

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第6条第1項に基づき策定する計画であり、災害対策基本法第42条に基づく「八郎潟町地域防災計画」を上位計画として、住宅・建築物の耐震化の促進を図るため基本的な方向性を示す計画として策定します。

なお、本計画の計画期間を、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

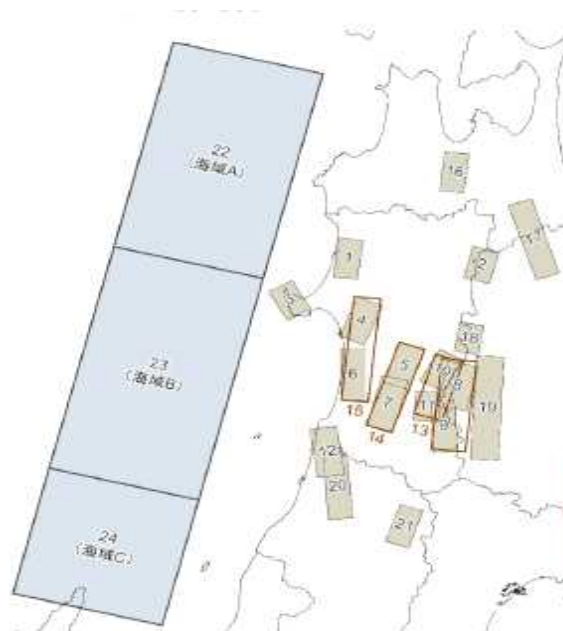
1. 八郎潟町で想定される地震の規模及び被害の状況

1) 地震被害想定調査の実施と被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対処、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにしました。

秋田県では、想定地震について、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に想定された地震のほか、東日本大震災のようなこれまで想定できなかった連動型の巨大地震を含め、秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震を想定しています。

図ー1 想定地震の震源域表ー2



想定地震一覧表

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真屋山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真屋山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地・真屋山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震・北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	摩石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.6	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B(佐渡島北方沖,秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C(新潟県北部沖,山形県沖 を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A+B連動	8.5	県独自
26	海域B+C連動	8.3	県独自
27	海域A+B+C連動	8.7	県独自

連動地震

秋田県では、全27パターンの地震をもとに震度分布を予測し、影響を受ける人口の多い震源域について震度分布を作成しました。

このうち、陸域・海域の別、単独・連動の別、秋田県内に与える影響を考慮して8パターンの震度分布図を示しており、それらの想定地震に対する被害想定は次のとおりです。

想定地震		能代断層帯	花輪東断層帯	天長地震	北由利断層	秋田仙北地震	横手盆地 真昼山地 連動	海域A	海域 A+B+C 連動
マグニチュード		7.1	7.0	7.2	7.3	7.3	8.1	7.9	8.7
最大震度		7	7	7	7	7	7	6弱	7
最大震度の市町村		能代市 三種町	鹿角市	秋田市 潟上市	秋田市 由利本荘市	大仙市 横手市	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 羽後町	能代市 男鹿市 潟上市 三種町 八峰町 井川町 大潟村	男鹿市 三種町
建築物存在棟数 ※最大震度市町村内存在棟数		66,974棟	25,868棟	173,712棟	225,538棟	139,638棟	234,770棟	131,468棟	42,180棟
建物被害	全壊棟数(全県)	16,870棟	1,111棟	26,619棟	30,007棟	23,783棟	72,594棟	8,512棟	60,741棟
	最大震度市町村における全壊率	(22.4%)	(3.8%)	(11.7%)	(12.2%)	(12.5%)	(28.4%)	(2.8%)	(27.1%)
	半壊棟数(全県)	18,799棟	2,782棟	43,005棟	48,578棟	40,809棟	62,000棟	6,028棟	82,241棟
	最大震度市町村における半壊率	(23.2%)	(10.2%)	(20.5%)	(19.7%)	(7.1%)	(23.6%)	(3.8%)	(53.7%)
	焼失棟数(全県)	34棟	2棟	71棟	62棟	478棟	1,034棟	4棟	144棟
人的被害	死者数(全県)	895人	58人	1,329人	1,573人	1,323人	4,524人	79人	12,606人
	最大震度市町村における死亡率	(1.1%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.6%)	(1.5%)	(0.0%)	(3.5%)
	負傷者数(全県)	4,491人	504人	8,505人	9,898人	8,195人	18,183人	922人	14,332人
	最大震度市町村における負傷者率	(5.1%)	(1.5%)	(2.0%)	(2.3%)	(3.1%)	(5.6%)	(0.5%)	(5.0%)
避難者数	4日後(全県)	39,572人	7,280人	136,420人	147,918人	94,657人	152,464人	41,687人	190,562人
	最大震度市町村における避難者率	(40.7%)	(18.8%)	(31.2%)	(31.3%)	(27.2%)	(37.9%)	(13.0%)	(40.1%)

※ 建築物存在数は最大震度市町村の棟数。「平成24年度固定資産の価格等の概要調書」（秋田県税務課作成）による推計値。

※ 人的被害では、建物の全壊棟、急傾斜地崩壊、火災延焼に伴う死者数・負傷者数を算出。なお、人口データは、平成22年度国勢調査の町丁字別の人口データを建物の分布に応じて250mメッシュに按分した後、市町村別に再集計したもの。

※ 避難者は、建物被害による避難者と、建物被害はないが断水による避難者を想定。

※ 避難者数は、全壊で100%、半壊で50.3%として想定。ただし、冬期は半壊でも100%避難と仮定。また、断水による避難者数は、避難率（1日後）36.2%、4日後には断水人口の5割回復として算出。

※ カッコ内は、各項目に対応する最大震度市町村内の建築物棟数及び人口に占める割合。

調査結果によると、地震動による被害では主に以下のような特徴が見られます。

◆人的被害のほとんどが建物の倒壊によるものです。

- ・人的被害（死者及び負傷者）の原因では、建物の倒壊が約9割を占めます。
- ・秋田県は、現在の耐震基準の導入以前（昭和56年以前）に建築された建築物が過半数であり、被害拡大の要因となっています。

◆冬の深夜の被害が最大となります。

- ・冬期は、積雪による荷重により建物倒壊数が増加します。
- ・深夜は、日中に比べて避難に時間を要するほか、在宅率が高く、建物倒壊等による人的被害が増加します。

◆多数の避難者が発生します。

- ・建物被害によるほか、断水の長期化等により数万人から十数万人の避難者が発生します。

調査結果は、実際に発生する被害量を予測したものではなく、個々の施設や地点を具体的に評価したものではありませんが、上記の被害想定や近年の全国的な地震被害を踏まえ、建物の倒壊による人的被害を防ぐことはもちろんのこと、さらには、被災後の避難者を受け入れる施設を確実に確保することは重要な課題であり、大地震の発生に備え、建築物の耐震化を進める必要があります。

2. 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1) 住宅の耐震化の評価と目標設定

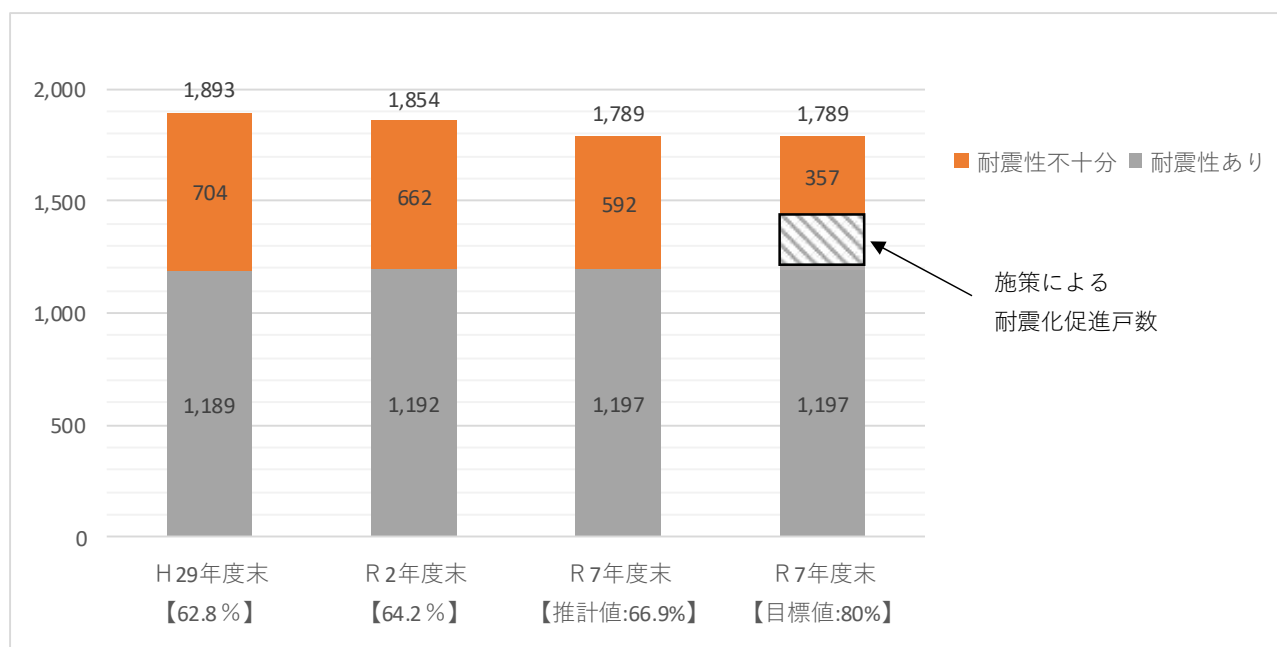
住宅の耐震化については、平成29年度末時点での耐震化率62.8%から、令和2年度末の耐震化率75%を目標とし、住宅の耐震診断及び改修の促進に取り組んできました。

取組みの結果、令和2年度末の本町の耐震化は、住宅総数約1,854戸（居住世帯）のうち約1,192戸（64.2%）が耐震性を有していると推計され、目標には届いていません。

本町では、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため耐震化に今後も粘り強く取り組む必要があることから、耐震性を有する住宅の耐震化率を令和7年度末まで、80%とすることを目標とします。

（参考：令和7年度末の住宅耐震化率の目標値 国・・・95% 県・・・95%）

表－3－1 住宅の耐震化の目標及び現状



（令和2年度 八郎潟町課税台帳等により推計）

令和7年度末の耐震化率の目標達成に向けて、耐震診断や耐震改修の実施に対する補助制度の普及や住宅耐震化への意識啓発に取り組み、実施率の向上に努めます。

2) 公共建築物の評価と目標設定

八郎潟町の所有する建築物において、特定建築物の耐震化の状況は表－３－２のとおりとなり、役場庁舎のみ耐震化が図られていない状況となっております。耐震化に向けて令和２年度より庁舎新築工事が始まり、災害時において避難場所や災害対策拠点として活用できるように令和４年度の竣工を目指しております。

表－３－２ 公共建築物現状と目標値

区 分	特定建築物総数					耐震化率 （令和2年度） 現 状	耐震化率 （令和7年度） 目 標
	S56 以前の		S56 以降の 建築物	耐震性有 建築物数			
	建築物	耐震性有					
小中併設校	1	0	0	1	1	66.7%	100%
町民体育館	1	0	1	0	1		
役 場 庁 舎	1	1	0	0	0		
計	3	1	1	1	2		

(令和２年度末現在)

3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

八郎潟町は、住宅・建築物に対する防災意識の向上・啓発に取り組み、耐震診断や改修を行いやすい環境の整備や必要な施策を引き続き実施します。

2) 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することですが、耐震診断および耐震改修に必要な費用負担軽減のため、費用の一部の補助を引き続き実施します。

3) 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

耐震化を行おうとする方に「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録名簿」等の情報提供を行い耐震診断・改修を実施しやすい環境整備に引き続き努めます。

4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など地震時の総合的な安全対策について、防災訓練等を活用して啓発活動を引き続き行います。

4. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1) 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成・公表が有効です。

「秋田県地震被害想定調査」による震度分布図や液状化危険度分布図等を活用し、地震防災マップの作成に努めます。

2) 相談体制の整備および情報提供の充実

本町では、建築関係者及び建築関係団体との連携を図り、気軽に相談しやすい環境整備・PRに引き続き努めます。

3) 耐震診断および耐震改修の技術者の情報提供

住宅所有者が住宅の耐震診断・耐震改修を実施するには、技術的知見を有する建築士や建築事業者が身近にいることが、住宅の耐震化を実施する契機となり得ます。

本町では、住宅所有者が安心して耐震診断・耐震改修を行える体制を引き続き整備します。

4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで得られる費用面でのメリットなどがあります。工事を施工する建築業者及び設計業者への情報提供を行い、リフォーム等に併せた耐震改修の誘導を引き続き行います。

5) 家具等の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災における犠牲者の多くが家具の下敷きになるなど、自宅内にて死傷していることから、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは、非常に需要となることから町広報などを利用し引き続きPRに努めます。

6) 町内会等との連携策・取り組み支援

個々の住宅の耐震化が進んでも、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合は、地震発生時にその地域全体が被災すると考えられます。地域の人々が「生活の場はみんなで守る」という考え方が重要であり、町内会等での地震防災対策に取り組むことが重要です。地域での取り組みは、地震発生などいざというときに効果的であるばかりでなく、平時においても、地域における危険箇所の改善や地域全体での耐震化などの取り組み効果があります。

当町では、こうした取り組みが行われるよう啓発し、またその活動を積極的に支援する自主防災組織の整備に引き続き努めます。

資料編

特定建築物一覧

別紙 1

用 途		特定建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数3以上かつ1,000㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵、処理する全ての建築物